

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）



福島県報

目次

- 福島県選挙管理委員会
- 参議院福島県選出議員選挙における選挙長及び選挙長の職務を代理すべき者を選任した件
- 参議院福島県選出議員選挙における選挙長の事務を取り扱う場所及び立候補の届出を受理する場所を定めた件
- 参議院福島県選出議員選挙における諸届出を受理する場所を定めた件
- 参議院福島県選出議員選挙における選挙会の場所及び日時を定めた件
- 参議院福島県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における繰上投票を行う投票区及び投票期日を定めた件
- 参議院福島県選出議員選挙における各候補者の政見放送及び経歴放送の順序を定めるくじを行う日時及び場所を定めた件
- 参議院福島県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を定めた件
- 参議院比例代表選出議員選挙における福島県選挙分会長及び福島県選挙分会長の職務を代理すべき者を選任した件
- 参議院比例代表選出議員選挙における福島県選挙分会長の事務を取り扱う場所を定めた件
- 参議院比例代表選出議員選挙における福島県選挙分会場の場所及び日時を定めた件
- 参議院比例代表選出議員選挙における投票記載所の名簿届出政党等の名称及び略称の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を定めた件

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第二十八号
 令和四年七月十日執行の参議院福島県選出議員選挙における選挙長及び選挙長の職務を代理すべき者を公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十五条第三項及び公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第百八十九号）第八十条第一項の規定により、次のとおり選任した。
 令和四年六月二十二日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

一 選挙長

福島市渡利字平内町五十四番地の二 遠藤 俊博

二 選挙長の職務を代理すべき者

福島市渡利字番匠町六十七番地の一 半澤 浩司

福島県選挙管理委員会告示第二十九号

令和四年七月十日執行の参議院福島県選出議員選挙における選挙長の事務を取り扱う場所及び立候補の届出を受理する場所を次のとおり定めた。
 令和四年六月二十二日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

一 選挙長の事務を取り扱う場所

福島市杉妻町二番十六号 福島県庁本庁舎二階選挙管理委員会事務室

二 立候補の届出を受理する場所

福島市杉妻町二番十六号 福島県庁本庁舎五階正庁

福島県選挙管理委員会告示第三十号

令和四年七月十日執行の参議院福島県選出議員選挙における次の一に掲げる諸届出を受理する場所を次の二のとおり定めた。
 令和四年六月二十二日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

一 届出の種類

1 選挙事務所の設置及び異動の届出

2 出納責任者の選任及び異動の届出

3 報酬の支給を受けることができる者の届出

二 届出を受理する場所

福島市杉妻町二番十六号 福島県庁本庁舎二階選挙管理委員会事務室

福島県選挙管理委員会告示第三十一号

令和四年七月十日執行の参議院福島県選出議員選挙につき、選挙会の場所を公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十七条第一項の規定により次のとおり指定し、当該選挙会の日時を次のとおり定めた。

令和四年六月二十二日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

- 一 場所 福島市杉妻町二番十六号 福島県危機管理センター二階プレスルーム
- 二 日時 令和四年七月十三日午前十時

福島県選挙管理委員会告示第三十二号

令和四年七月十日執行の参議院福島県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第五十六条の規定により、繰上投票を行う投票区及び投票期日を次のとおり定めた。

令和四年六月二十二日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

市 町 村 名	投票区名	繰上投票期日
榎枝岐村	尾瀬投票区	令和四年七月九日

福島県選挙管理委員会告示第三十三号

令和四年七月十日執行の参議院福島県選出議員選挙における各候補者の政見放送及び経歴放送の順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

令和四年六月二十二日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

- 一 日時 令和四年六月二十二日午後六時
- 二 場所 福島市杉妻町二番十六号 福島県庁本庁舎二階選挙管理委員会事務室

福島県選挙管理委員会告示第三十四号

令和四年七月十日執行の参議院福島県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十九条第六項の規定による選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

令和四年六月二十二日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

- 一 日時 令和四年六月二十三日午後六時

- 二 場所 福島市杉妻町二番十六号 福島県庁本庁舎二階選挙管理委員会事務室

福島県選挙管理委員会告示第三十五号

令和四年七月十日執行の参議院比例代表選出議員選挙における福島県選挙分会長及び福島県選挙分会長の職務を代理すべき者を公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十五条第三項及び公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第八十条第一項の規定により、次のとおり選任した。

令和四年六月二十二日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

- 一 福島県選挙分会長 福島市泉字南谷地七番地の十二光ハイツ二〇一 菅野 浩司
- 二 福島県選挙分会長の職務を代理すべき者 福島市大森字鶴巻四十三番地の三 佐藤 みゆき

福島県選挙管理委員会告示第三十六号

令和四年七月十日執行の参議院比例代表選出議員選挙における福島県選挙分会長の事務を取り扱う場所を次のとおり定めた。

令和四年六月二十二日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

- 福島県選挙分会長の事務を取り扱う場所 福島市杉妻町二番十六号 福島県庁本庁舎二階選挙管理委員会事務室

福島県選挙管理委員会告示第三十七号

令和四年七月十日執行の参議院比例代表選出議員選挙につき、福島県選挙分会場の場所を公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十七条第二項の規定により次のとおり指定し、当該福島県選挙分会場の日時を次のとおり定めた。

令和四年六月二十二日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

- 一 場所 福島市中町八番二号 福島県自治会館二階特別会議室
- 二 日時 令和四年七月十三日午前九時三十分

福島県選挙管理委員会告示第三十八号

令和四年七月十日執行の参議院比例代表選出議員選挙につき、投票記載所における名簿届出政党等の名称及び略称の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

令和四年六月二十二日

一 日時 令和四年六月二十二日午後六時三十分
二 場所 福島市杉妻町二番十六号 福島県庁本庁舎二階選挙管理委員会事務室

福島県選挙管理委員会
委員長 遠藤 俊博